

## 事例 2

### 課税期間中の課税売上高が5億円超又は 課税売上割合が95%未満の場合

公益財団法人〇〇協会の当課税期間（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の課税売上高等の状況は次のとおりです。

なお、公益財団法人〇〇協会は令和5年10月1日から適格請求書発行事業者となり、それまでの間は課税事業者です。令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間に係る売上税額及び仕入税額の計算については割戻し計算を適用しています。

また、課税売上げ及び課税仕入れの金額は、全て税込みの金額とします。

#### ○当課税期間の課税売上げ等の状況

（単位：円）

項目	税率6.24% 適用分	税率7.8% 適用分	合計金額
① 料金等収入（課税売上げ）	—	120,000,000	120,000,000
② 備品売却収入（課税売上げ）	—	4,000,000	4,000,000
③ 土地売却収入（非課税売上げ）			50,000,000
④ 預金利息収入（非課税売上げ）			1,500,000
⑤ 補助金収入			
交付要綱等において課税売上げにのみ要する課税仕入れに用途が特定されているもの <sup>(注1)</sup>	1,100,000	18,900,000	20,000,000
交付要綱等において課税売上げ及び非課税売上げに共通して要する課税仕入れに用途が特定されているもの <sup>(注1)</sup>	800,000	14,200,000	15,000,000
交付要綱等において人件費（通勤手当を除く。）に充てることとされているもの			10,000,000
⑥ 寄附金収入			3,000,000
⑦ 配当金収入（出資に対するもの）			1,000,000
⑧ 保険金収入			2,500,000
⑨ 課税仕入れ <sup>(注2)</sup>			
課税売上げにのみ要する課税仕入れ	3,100,000	47,400,000	50,500,000
課税売上げ及び非課税売上げに共通して要する課税仕入れ	3,130,000	26,870,000	30,000,000
非課税売上げにのみ要する課税仕入れ	770,000	3,730,000	4,500,000
（合計）	7,000,000	78,000,000	
⑩ 消費税の中間納付税額			761,900
⑪ 地方消費税の中間納付税額			214,800

（注1）内訳に示す税率が適用される課税仕入れ等にもみ用途が特定されている金額

（注2）令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間に係る課税仕入れは、全て適格請求書発行事業者からの課税仕入れです。

## 1 個別対応方式を採用している場合

### (1) 課税標準額

$$\begin{aligned}
 & \text{(料金等収入)} \quad \text{(備品売却収入)} \\
 & (120,000,000\text{円} + 4,000,000\text{円}) \times \frac{100}{110} = 112,727,272\text{円} \\
 & \quad \cdot \cdot \cdot \text{計算表1①B、付表2-3①B、付表1-3①-1B、第二表⑥} \\
 & \rightarrow 112,727,000\text{円} (1,000\text{円未満切捨て}) \\
 & \quad \cdot \cdot \cdot \text{付表1-3①B}
 \end{aligned}$$

（注）事例の場合、軽減税率（6.24%）が適用された取引がないため、付表1-3①B欄の金額を付表1-3①C（第二表①、第一表①）欄に、付表1-3①-1B欄の金額を付表1-3①-1C（第二表⑦）欄にそれぞれ転記します。

## (2) 課税標準額に対する消費税額

$$112,727,000円 \times 7.8\% = 8,792,706円$$

・・・付表1-3②B、第二表⑩

(注) 事例の場合、軽減税率(6.24%)が適用された取引がないため、付表1-3②B欄の金額を付表1-3②C(第二表⑩、第一表②)欄に転記します。

## (3) 調整前の仕入控除税額の計算【計算表1を使用します】

調整前の仕入控除税額(特定収入に係る調整計算を行う前の課税仕入れ等の税額)を計算します。

○個別対応方式を採用した場合の調整前の仕入控除税額

調整前の仕入控除税額	=	課税売上げにのみ要する課税仕入れ等の税額	+	課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等の税額	×	課税売上割合
------------	---	----------------------	---	-------------------------------	---	--------

### イ 課税売上割合

$$\frac{112,727,272円^{(注1)}}{112,727,272円^{(注1)} + 51,500,000円^{(注2)}} = \frac{112,727,272円}{164,227,272円} = 68.64... \% < 95\%$$

・・・計算表5(2)⑩、付表2-3④・⑦・⑧、第一表⑮・⑯

(1)の金額  
(注1) 課税売上高(税抜き) = 112,727,272円・・・計算表1①C、付表2-3⑤C

(土地売却収入) (預金利息収入)  
(注2) 非課税売上高 = 50,000,000円 + 1,500,000円 = 51,500,000円  
・・・計算表1④C、付表2-3⑥C

### ロ 調整前の仕入控除税額

#### (イ) 課税売上げにのみ要する課税仕入れ等の税額

##### ① 税率6.24%適用分

$$3,100,000円 \times \frac{6.24}{108} = 179,111円 \dots \text{付表2-3⑰A}$$

##### ② 税率7.8%適用分

$$47,400,000円 \times \frac{7.8}{110} = 3,361,090円 \dots \text{付表2-3⑰B}$$

##### ③ 合計額(①+②)

(税率6.24%適用分) (税率7.8%適用分)  
179,111円 + 3,361,090円 = 3,540,201円・・・付表2-3⑰C

#### (ロ) 非課税売上げにのみ要する課税仕入れ等の税額

記載省略

#### (ハ) 課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等の税額

##### ① 税率6.24%適用分

$$3,130,000円 \times \frac{6.24}{108} = 180,844円 \dots \text{付表2-3⑱A}$$

##### ② 税率7.8%適用分

$$26,870,000円 \times \frac{7.8}{110} = 1,905,327円 \dots \text{付表2-3⑱B}$$

##### ③ 合計額(①+②)

(税率6.24%適用分) (税率7.8%適用分)  
180,844円 + 1,905,327円 = 2,086,171円・・・付表2-3⑱C



- ② 課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入に係る税額

$$800,000\text{円 (計算表 5(2)④)} \times \frac{6.24}{108} = 46,222\text{円} \cdots \text{計算表 5(2)⑤}$$

(課税売上割合・計算表 5(2)⑩)

$$46,222\text{円} \times \frac{112,727,272\text{円}}{164,227,272\text{円}} = 31,727\text{円} \cdots \text{計算表 5(2)⑪}$$

- ③ 課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入（使途不特定の特定収入）に係る税額

$$303,244\text{円} - \left( \begin{array}{c} \text{(調整前の仕入控除税額=③ロ(-)①)} \\ \text{(①の金額)} \end{array} 63,555\text{円} + \begin{array}{c} \text{(②の金額)} \\ \text{(②の金額)} \end{array} 31,727\text{円} \right) = 207,962\text{円}$$

\cdots \text{計算表 5(2)⑫} \quad \cdots \text{計算表 5(2)⑬}

$$207,962\text{円} \times \frac{6,500,000\text{円}}{170,727,272\text{円}} = 7,917\text{円} \cdots \text{計算表 5(2)⑭}$$

(調整割合・計算表 5(2)④)

- ④ 特定収入に係る課税仕入れ等の税額（調整税額）（①+②+③）

$$63,555\text{円} + 31,727\text{円} + 7,917\text{円} = 103,199\text{円} \cdots \text{計算表 5(2)⑯}$$

(①の金額) (②の金額) (③の金額)

- ⑤ 調整前の仕入控除税額から調整税額を差し引き、控除対象仕入税額を算出します。

$$\text{控除対象仕入税額} = \begin{array}{c} \text{(調整前の仕入控除税額=③ロ(-)①)} \\ 303,244\text{円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{(④の金額)} \\ 103,199\text{円} \end{array} = 200,045\text{円}$$

\cdots \text{計算表 5(2)⑱、付表2-3⑳A、付表1-3㉑A}

#### (ロ) 税率7.8%適用分

- ① 課税売上げにのみ要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入に係る税額

$$18,900,000\text{円 (計算表 5(2)⑥)} \times \frac{7.8}{110} = 1,340,181\text{円} \cdots \text{計算表 5(2)⑦}$$

- ② 課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入に係る税額

$$14,200,000\text{円 (計算表 5(2)⑧)} \times \frac{7.8}{110} = 1,006,909\text{円} \cdots \text{計算表 5(2)⑨}$$

(課税売上割合・計算表 5(2)⑩)

$$1,006,909\text{円} \times \frac{112,727,272\text{円}}{164,227,272\text{円}} = 691,152\text{円} \cdots \text{計算表 5(2)⑪}$$

- ③ 課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入（使途不特定の特定収入）に係る税額

$$4,668,925\text{円} - \left( \begin{array}{c} \text{(調整前の仕入控除税額=③ロ(-)②)} \\ \text{(①の金額)} \end{array} 1,340,181\text{円} + \begin{array}{c} \text{(②の金額)} \\ \text{(②の金額)} \end{array} 691,152\text{円} \right) = 2,637,592\text{円}$$

\cdots \text{計算表 5(2)⑫} \quad \cdots \text{計算表 5(2)⑬}

$$2,637,592\text{円} \times \frac{6,500,000\text{円}}{170,727,272\text{円}} = 100,419\text{円} \cdots \text{計算表 5(2)⑭}$$

(調整割合・計算表 5(2)④)

- ④ 特定収入に係る課税仕入れ等の税額（調整税額）（①+②+③）

$$1,340,181\text{円} + 691,152\text{円} + 100,419\text{円} = 2,131,752\text{円} \cdots \text{計算表 5(2)⑯}$$

(①の金額) (②の金額) (③の金額)

- ⑤ 調整前の仕入控除税額から調整税額を差し引き、控除対象仕入税額を算出します。

$$\text{控除対象仕入税額} = \begin{array}{c} \text{(調整前の仕入控除税額=③ロ(-)②)} \\ 4,668,925\text{円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{(④の金額)} \\ 2,131,752\text{円} \end{array} = 2,537,173\text{円}$$

\cdots \text{計算表 5(2)⑱、付表2-3⑳B、付表1-3㉑B}

(ハ) 控除対象仕入税額 ((イ) + (ロ))

(税率6.24%適用分) (税率7.8%適用分)  
 200,045円 + 2,537,173円 = 2,737,218円  
 ……付表2-3⑯C、付表1-3④C、第一表④

(5) 納付税額の計算

イ 差引税額

(課税標準に対する消費税額) (控除対象仕入税額)  
 ((2)) ((4)^(ハ))  
 8,792,706円 - 2,737,218円 = 6,055,488円  
 6,055,488円 → 6,055,400円 (100円未満切捨て)  
 ……付表1-3⑨・⑪、第一表⑨・⑱、第二表⑳・㉓

ロ 納付税額

(差引税額) (中間納付税額)  
 6,055,400円 - 761,900円 = 5,293,500円 ……第一表⑩

ハ 地方消費税(譲渡割額)の納税額

(消費税の差引税額)  
 $6,055,400円 \times \frac{22}{78} = 1,707,933円$   
 1,707,933円 → 1,707,900円 (100円未満切捨て) ……付表1-3⑬、第一表㉔

ニ 地方消費税の納付譲渡割額

(譲渡割額納税額) (中間納付税額)  
 1,707,900円 - 214,800円 = 1,493,100円 ……第一表㉕

ホ 消費税及び地方消費税の合計額

(消費税額) (地方消費税額)  
 5,293,500円 + 1,493,100円 = 6,786,600円 ……第一表㉖

計算表1 資産の譲渡等の対価の額の計算表

内 容		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分	合計
		A	B	C
		円	円	円
課税売上げ	通常の課税売上げ・ 役員への贈与及び低額譲渡	①	112,727,272	112,727,272
	課税標準額に対する消費税 額の計算の特例適用の課税 売上げ	②		
免税売上げ(輸出取引等)		③		
非課税売上げ		④		51,500,000
国外における資産の譲渡等の対価の額		⑤		
資産の譲渡等の対価の額の合計額		⑥		計算表3①、計算表4①へ 164,227,272

計算表2 特定収入の金額及びその内訳書

(1) 特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の内訳書

内 容	資産の譲渡等の 対価以外の収入	左のうち 特定収入		A - (B + C)  (「課税仕入れ等 に係る特定収入以外 の特定収入」)	
		A	B <small>うち税率6.24%が 適用される課税 仕入れ等のみ 使途が特定され ている金額 (「課税仕入れ等 に係る特定収入」)</small>		C <small>うち税率7.8%が 適用される課税 仕入れ等のみ 使途が特定され ている金額 (「課税仕入れ等 に係る特定収入」)</small>
		円	円	円	円
租 税 ①					
補助金・交付金等 ②	45,000,000	35,000,000	1,900,000	33,100,000	0
他会計からの繰入金 ③					
寄 附 金 ④	3,000,000	3,000,000			3,000,000
出資に対する配当金 ⑤	1,000,000	1,000,000			1,000,000
保 険 金 ⑥	2,500,000	2,500,000			2,500,000
損 害 賠 償 金 ⑦					
会 費 ・ 入 会 金 ⑧					
喜 捨 金 ⑨					
債 務 免 除 益 ⑩					
借 入 金 ⑪					
出 資 の 受 入 れ ⑫					
貸 付 回 収 金 ⑬					
	⑭				
	⑮				
	⑯				
合 計 ⑰	51,500,000	41,500,000	1,900,000	33,100,000	6,500,000

(注) 免税事業者である課税期間において行った課税仕入れ等を借入金等で賄い、その後、課税事業者となった課税期間において当該借入金等の返済のために交付を受けた補助金等は特定収入に該当しません。

計算表2 特定収入の金額及びその内訳書（個別対応方式用）

(2) 課税売上げにのみ要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入、課税・非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入の内訳書

※ この表は、課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式を採用している場合のみ、使用します。

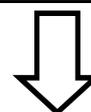
内 容		課税仕入れ等 (税率6.24%) に係る特定収入 (計算表2(1)B)	うち課税売 上げにのみ要す る課税仕入れ 等のみ使途 が特定されて いる特定収入  E	うち課税・非 課税売上げに 共通して要す る課税仕入れ 等のみ使途 が特定されて いる特定収入  F	課税仕入れ等 (税率7.8%) に係る特定収入 (計算表2(1)C)	うち課税売 上げにのみ要す る課税仕入れ 等のみ使途 が特定されて いる特定収入  G	うち課税・非 課税売上げに 共通して要す る課税仕入れ 等のみ使途 が特定されて いる特定収入  H
租 税	①						
補 助 金 ・ 交 付 金 等	②	1,900,000	1,100,000	800,000	33,100,000	18,900,000	14,200,000
他 会 計 か ら の 繰 入 金	③						
寄 附 金	④						
出 資 に 対 す る 配 当 金	⑤						
保 険 金	⑥						
損 害 賠 償 金	⑦						
会 費 ・ 入 会 金	⑧						
喜 捨 金	⑨						
債 務 免 除 益	⑩						
借 入 金	⑪						
出 資 の 受 入 れ	⑫						
貸 付 回 収 金	⑬						
	⑭						
	⑮						
	⑯						
合 計	⑰	1,900,000	1,100,000	800,000	33,100,000	18,900,000	14,200,000

(注) 免税事業者である課税期間において行った課税仕入れ等を借入金等で賄い、その後、課税事業者となった課税期間において当該借入金等の返済のために交付を受けた補助金等は特定収入に該当しません。

計算表3 特定収入割合の計算表

内 容		金 額 等
資産の譲渡等の対価の額の合計額（計算表1⑥C）	①	円 164,227,272
特定収入の合計額（計算表2(1)⑰A）	②	41,500,000
分母の額（①+②）	③	205,727,272
特定収入割合（②÷③）	④	20.2 %

(注) ④欄は、小数点第4位以下の端数を切り上げて、百分率で記入してください。



- 特定収入割合が
- ・ 5%を超える場合 ⇒ 課税仕入れ等の税額の調整が必要です。引き続き「計算表4、5」の作成を行います。
  - ・ 5%以下の場合 ⇒ 課税仕入れ等の税額の調整は不要です。通常の計算により計算した課税仕入れ等の税額の合計額を控除対象仕入税額として申告書の作成を行います。

計算表4 調整割合の計算表

内 容		金 額 等
資産の譲渡等の対価の額の合計額（計算表1⑥C）	①	円 164,227,272
課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入（計算表2(1)⑰D）	②	6,500,000
分母の額（①+②）	③	170,727,272
調整割合 $\left( \frac{\text{②の金額}}{\text{③の金額}} \right)$	④	計算表5(1)⑦、(2)⑭、(3)⑨へ <u>6,500,000</u> 170,727,272

計算表 5 控除対象仕入税額の調整計算表（個別対応方式用）

(2) 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式を採用している場合

内 容		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分
		円	円
調整前の課税仕入れ等の税額の合計額	①	303,244	4,668,925
課税売上げにのみ要する課税仕入れ等（税率6.24%）にのみ使途が特定されている特定収入（計算表2(2)⑩E）	②	1,100,000	/
②× $\frac{6.24}{108}$ （1円未満の端数切捨て）	③	63,555	/
課税・非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等（税率6.24%）にのみ使途が特定されている特定収入（計算表2(2)⑩F）	④	800,000	/
④× $\frac{6.24}{108}$ （1円未満の端数切捨て）	⑤	46,222	/
課税売上げにのみ要する課税仕入れ等（税率7.8%）にのみ使途が特定されている特定収入（計算表2(2)⑩G）	⑥	/	18,900,000
⑥× $\frac{7.8}{110}$ （1円未満の端数切捨て）	⑦	/	1,340,181
課税・非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等（税率7.8%）にのみ使途が特定されている特定収入（計算表2(2)⑩H）	⑧	/	14,200,000
⑧× $\frac{7.8}{110}$ （1円未満の端数切捨て）	⑨	/	1,006,909
課税売上割合（準ずる割合の承認を受けている場合はその割合）	⑩	/	/
		112,727,272	164,227,272
⑤×⑩、⑨×⑩（いずれも1円未満の端数切捨て）	⑪	31,727	691,152
③+⑪、⑦+⑪	⑫	95,282	2,031,333
①-⑫	⑬	207,962	2,637,592
調整割合（計算表4④）	⑭	/	/
		6,500,000	170,727,272
⑬×⑭（1円未満の端数切捨て）	⑮	7,917	100,419
特定収入に係る課税仕入れ等の税額（⑫+⑮）	⑯	103,199	2,131,752
控除対象外仕入れに係る調整対象額の合計額 （計算表5-2(2)⑳、計算表5-2(3)-1⑰、計算表5-2(4)-1⑱）（複数枚作成している場合は、全ての合計額）	⑰	/	/
控除対象仕入税額（①+⑰-⑯）	⑱	200,045	2,537,173

(注) ⑬、⑮、⑯、⑱欄の計算結果がマイナスの場合には、「△」で表示します。

○ 税率6.24%適用分の⑱欄の金額が  
 ・プラスの場合 ⇒ 「申告書付表2-3」の⑳A欄及び「申告書付表1-3」の④A欄〔控除対象仕入税額〕へ転記します。  
 ・マイナス（△）の場合 ⇒ 「申告書付表2-3」の㉑A欄〔控除過大調整税額〕へ転記します。

○ 税率7.8%適用分の⑱欄の金額が  
 ・プラスの場合 ⇒ 「申告書付表2-3」の㉑B欄及び「申告書付表1-3」の④B欄〔控除対象仕入税額〕へ転記します。  
 ・マイナス（△）の場合 ⇒ 「申告書付表2-3」の㉑B欄〔控除過大調整税額〕へ転記します。

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		令和5・4・1~令和6・3・31		氏名又は名称		公益財団法人〇〇協会	
区分		税率 6.24 % 適用分 A		税率 7.8 % 適用分 B		合計 C (A+B)	
課税標準額		000		112,727,000		112,727,000	
① 課税資産の譲渡等の対価の額		※第二表の⑤欄へ		※第二表の⑥欄へ		※第二表の⑦欄へ	
①				112,727,272		112,727,272	
① 内 特定課税仕入れに係る支払対価の額		※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑧欄へ		※第二表の⑩欄へ	
①							
消費税額		※第二表の⑬欄へ		※第二表の⑬欄へ		※第二表の⑬欄へ	
②				8,792,706		8,792,706	
控除過大調整税額		(付表2-3の⑳・㉔A欄の合計金額)		(付表2-3の⑳・㉔B欄の合計金額)		※第一表の③欄へ	
③							
控除対象仕入税額		(付表2-3の㉔A欄の金額)		(付表2-3の㉔B欄の金額)		※第一表の④欄へ	
④		200,045		2,537,173		2,737,218	
⑤ 返還等対価に係る税額						※第二表の⑩欄へ	
⑤							
⑤ 売上げの返還等対価に係る税額						※第二表の⑩欄へ	
⑤							
⑤ 内 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額		※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑩欄へ		※第二表の⑩欄へ	
⑤							
⑥ 貸倒れに係る税額						※第一表の⑥欄へ	
⑥							
控除税額小計 (④+⑤+⑥)		200,045		2,537,173		2,737,218	
⑦						※第一表の⑦欄へ	
控除不足還付税額 (⑦-②-③)						※第一表の⑧欄へ	
⑧							
差引税額 (②+③-⑦)						※第一表の⑨欄へ	
⑨						6,055,400	
地方消費税の課税標準額		控除不足還付税額 (⑧)				※第一表の⑩欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の㉔及び㉕欄へ	
⑩							
差引税額 (⑨)						※第一表の⑩欄へ ※第二表の㉔及び㉕欄へ	
⑪						6,055,400	
還付額						⑩C欄×22/78 ※第一表の⑬欄へ	
⑫							
納税額						⑪C欄×22/78 ※第一表の⑭欄へ	
⑬						1,707,900	

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

課税期間		令和5・4・1～令和6・3・31	氏名又は名称	公益財団法人〇〇協会	
項目		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)	
課税売上額(税抜き)	①		112,727,272	112,727,272	
免税売上額	②				
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④			112,727,272	
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤			112,727,272	
非課税売上額	⑥			51,500,000	
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦			164,227,272	
課税売上割合(④/⑦)	⑧			[68.6%]	
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨	7,000,000	78,000,000	85,000,000	
課税仕入れに係る消費税額	⑩	404,444	5,530,909	5,935,353	
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑪				
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額	⑫				
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬				
特定課税仕入れに係る消費税額	⑭				
課税貨物に係る消費税額	⑮				
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑯				
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑭+⑮±⑯)	⑰	404,444	5,530,909	5,935,353	
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑰の金額)	⑱				
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑰の金額)のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑲	179,111	3,361,090	3,540,201	
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑰の金額)のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑳	180,844	1,905,327	2,086,171	
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑰の金額)のうち、個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 (⑲+⑳×④/⑦)	㉑	303,244	4,668,925	4,972,169	
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑰の金額)のうち、一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑰×④/⑦)	㉒				
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	㉓				
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉔				
居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した(譲渡した)場合の加算額	㉕				
控除対象仕入税額 [(⑱、㉑又は㉒の金額)±㉓±㉔±㉕]がプラスの時	㉖	200,045	2,537,173	2,737,218	
控除超過大調整税額 [(⑱、㉑又は㉒の金額)±㉓±㉔±㉕]がマイナスの時	㉗				
貸倒回収に係る消費税額	㉘				

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
2 ⑩、⑪及び⑬欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。  
3 ⑪及び⑬欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。

課税標準額等の内訳書

整理番号	□□□□□□□□□□
------	------------

法人用

納税地	〇〇区〇〇3-1-1 (電話番号 03 - 0000 - 0000 )
(フリガナ)	コウエキザイダンホウジン マルマルキョウカイ
法人名	公益財団法人 〇〇協会
(フリガナ)	ザイダン イチロウ
代表者氏名	財団 一郎

改正法附則による税額の特例計算		
軽減売上割合(10営業日)	<input type="checkbox"/>	附則38① 51
小売等軽減仕入割合	<input type="checkbox"/>	附則38② 52

第二表

自 令和 05年04月01日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

中開申告 自 令和 □□年□□月□□日  
 の場合の  
 対象期間 至 令和 □□年□□月□□日

至 令和 06年03月31日

令和四年四月一日以後終了課税期間分

課税標準額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円
※申告書(第一表)の①欄へ	112727000	01

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3%適用分	②		02
	4%適用分	③		03
	6.3%適用分	④		04
	6.24%適用分	⑤		05
	7.8%適用分	⑥	112727272	06
		⑦	112727272	07
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3%適用分	⑧		11
	7.8%適用分	⑨		12
		⑩		13

消費税額	⑪	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円		
※申告書(第一表)の②欄へ	8792706	21		
⑪の内訳	3%適用分	⑫		22
	4%適用分	⑬		23
	6.3%適用分	⑭		24
	6.24%適用分	⑮		25
	7.8%適用分	⑯	8792706	26

返還等対価に係る税額	⑰	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円		
※申告書(第一表)の⑤欄へ		31		
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱		32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲		33

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)		⑳	6055400	41
	4%適用分	㉑		42
	6.3%適用分	㉒		43
	6.24%及び7.8%適用分	㉓	6055400	44

(注1) ⑧～⑩及び⑲欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。  
 (注2) ㉒～㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

令和 年 月 日 〇〇 税務署長殿

(取受印)

納税地 **〇〇区〇〇3-1-1**  
(電話番号 **03-0000-0000**)

(フリガナ) **コウエキザイダンハウジン マルマルキョウカイ**

法人名 **公益財団法人 〇〇協会**

法人番号 **1〇〇〇〇〇3〇〇〇〇2〇〇〇**

(フリガナ) **ザイダン イチロウ**

代表者氏名 **財団 一郎**

(個人の方) 振替継続希望

※ 所管 要否 整理番号

申告年月日 令和 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 局指定

通信日付印 確認

年 月 日

指導年月日 相談 区分1 区分2 区分3

令和 年 月 日

法人用

第一表

自 令和 **05**年**04**月**01**日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

至 令和 **06**年**03**月**31**日

( 中間申告 自 令和 年 月 日 )  
 の場合の  
 対象期間 至 令和 年 月 日

令和五年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算		十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	一	円
課税標準額	①															03
消費税額	②															06
控除過大調整税額	③															07
控除	④															08
返還等対価に係る税額	⑤															09
貸倒れに係る税額	⑥															10
控除税額小計	⑦															11
控除不足還付税額	⑧															12
差引税額	⑨															13
中間納付税額	⑩															14
納付税額	⑪															15
中間納付還付税額	⑫															16
この申告書が修正申告である場合	⑬															17
課税売上割	⑭															18
課税資産の譲渡等の対価の額	⑮															19
資産の譲渡等の対価の額	⑯															20
この申告書による地方消費税の税額の計算																21
地方消費税の課税標準となる消費税額	⑰															22
差引税額	⑱															23
譲渡割額	⑲															24
納付税額	⑳															25
中間納付譲渡割額	㉑															26
納付譲渡割額	㉒															27
中間納付還付譲渡割額	㉓															28
この申告書が修正申告である場合	㉔															29
差引納付譲渡割額	㉕															30
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖															31

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	<input type="checkbox"/>	個別対応方式			41
	上記以外	<input type="checkbox"/>	一括比例配分方式			
事項	基準期間の課税売上高	<b>109,523</b> 千円				
	<input type="checkbox"/> 税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)					42
還す付るを金受融けよう等	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所					
	預金 口座番号					
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-				
	郵便局名等					
	<input type="checkbox"/> (個人の方) 公金受取口座の利用					
※税務署整理欄						
税理士名	<b>公益 太郎</b>					
	(電話番号 <b>03-0000-0000</b> )					
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有					
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有					

## 2 一括比例配分方式を採用している場合

### (1) 課税標準額

（個別対応方式を採用している場合（P46(1)）と同様です。）  
→ 112,727,000円

### (2) 課税標準額に対する消費税額

（個別対応方式を採用している場合（P47(2)）と同様です。）  
→ 8,792,706円

### (3) 調整前の仕入控除税額の計算【計算表1を使用します】

#### イ 課税売上割合

（個別対応方式を採用している場合（P47(3)イ）と同様です。）  
$$\frac{112,727,272\text{円}}{164,227,272\text{円}} = 68.64\dots\% < 95\%$$

#### ロ 調整前の仕入控除税額

##### (イ) 課税仕入れに係る消費税額

###### ① 税率6.24%適用分

$$7,000,000\text{円} \times \frac{6.24}{108} = 404,444\text{円} \dots \text{付表2-3⑩A}$$

###### ② 税率7.8%適用分

$$78,000,000\text{円} \times \frac{7.8}{110} = 5,530,909\text{円} \dots \text{付表2-3⑩B}$$

###### ③ 合計額 (①+②)

$$\begin{array}{l} \text{(税率6.24\%適用分)} \quad \text{(税率7.8\%適用分)} \\ 404,444\text{円} + 5,530,909\text{円} = 5,935,353\text{円} \dots \text{付表2-3⑩C} \end{array}$$

##### (ロ) 一括比例配分方式による仕入控除税額

###### ① 税率6.24%適用分

$$\begin{array}{l} \text{((イ)①の金額)} \quad \text{(課税売上割合)} \\ 404,444\text{円} \times \frac{112,727,272\text{円}}{164,227,272\text{円}} = 277,614\text{円} \\ \dots \text{計算表5(3)①、付表2-3⑫A} \end{array}$$

###### ② 税率7.8%適用分

$$\begin{array}{l} \text{((イ)②の金額)} \quad \text{(課税売上割合)} \\ 5,530,909\text{円} \times \frac{112,727,272\text{円}}{164,227,272\text{円}} = 3,796,472\text{円} \\ \dots \text{計算表5(3)①、付表2-3⑫B} \end{array}$$

###### ③ 合計額 (①+②)

$$\begin{array}{l} \text{(税率6.24\%適用分)} \quad \text{(税率7.8\%適用分)} \\ 277,614\text{円} + 3,796,472\text{円} = 4,074,086\text{円} \dots \text{付表2-3⑫C} \end{array}$$

(4) 特定収入に係る課税仕入れ等の税額（調整税額）の計算【計算表2～5を使用します】

イ 資産の譲渡等の対価以外の収入を区分します（計算表2(1)を使用します。）

個別対応方式を採用している場合（P48(4)イ）と同様です。  
→ 特定収入の合計額 = 41,500,000円

ロ 特定収入割合の計算（計算表3を使用します。）

個別対応方式を採用している場合（P48(4)ロ）と同様です。  
 $\frac{41,500,000\text{円}}{205,727,272\text{円}} = 20.2\%$ （小数点第4位以下切上げ）  
→ 特定収入割合が5%を超えているため、特定収入に係る調整計算を行う必要があります。

ハ 調整後税額の計算（計算表4・5(3)を使用します。）

個別対応方式を採用している場合（P48(4)ハ）と同様です。  
調整割合 =  $\frac{6,500,000}{170,727,272}$

(イ) 税率6.24%適用分

① 課税仕入れ等にもみ使途が特定されている特定収入に係る税額

$$1,900,000\text{円 (計算表5(3)②)} \times \frac{6.24}{108} = 109,777\text{円} \cdots \text{計算表5(3)③}$$

(課税売上割合・計算表5(3)⑥)

$$109,777\text{円 (計算表5(3)③)} \times \frac{112,727,272\text{円}}{164,227,272\text{円}} = 75,352\text{円} \cdots \text{計算表5(3)⑦}$$

② 課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入（使途不特定の特定収入）に係る税額

$$277,614\text{円} - 75,352\text{円} = 202,262\text{円} \cdots \text{計算表5(3)⑧}$$

(調整前の仕入控除税額=③ロ(p)①) (①の金額)

$$202,262\text{円} \times \frac{6,500,000\text{円}}{170,727,272\text{円}} = 7,700\text{円} \cdots \text{計算表5(3)⑩}$$

(調整割合・計算表5(3)⑨)

③ 特定収入に係る課税仕入れ等の税額（調整税額）(①+②)

$$75,352\text{円} + 7,700\text{円} = 83,052\text{円} \cdots \text{計算表5(3)⑪}$$

(①の金額) (②の金額)

④ 調整前の仕入控除税額から調整税額を差し引き、控除対象仕入税額を算出します。

$$\text{控除対象仕入税額} = 277,614\text{円} - 83,052\text{円} = 194,562\text{円}$$

(調整前の仕入控除税額=③ロ(p)①) (③の金額)

・・・計算表5(3)⑬、付表2-3⑳A、付表1-3④A

(ロ) 税率7.8%適用分

① 課税仕入れ等にもみ使途が特定されている特定収入に係る税額

$$33,100,000\text{円 (計算表5(3)④)} \times \frac{7.8}{110} = 2,347,090\text{円} \cdots \text{計算表5(3)⑤}$$

(課税売上割合・計算表5(3)⑥)

$$2,347,090\text{円 (計算表5(3)⑤)} \times \frac{112,727,272\text{円}}{164,227,272\text{円}} = 1,611,066\text{円} \cdots \text{計算表5(3)⑦}$$

② 課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入（使途不特定の特定収入）に係る税額

$$\begin{array}{l} \text{(調整前の仕入控除税額=③ロ(イ)②)} \quad \text{(①の金額)} \\ 3,796,472\text{円} - 1,611,066\text{円} = 2,185,406\text{円} \cdots \text{計算表5(3)⑧} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{(調整割合・計算表5(3)⑨)} \\ 2,185,406\text{円} \times \frac{6,500,000\text{円}}{170,727,272\text{円}} = 83,203\text{円} \cdots \text{計算表5(3)⑩} \end{array}$$

③ 特定収入に係る課税仕入れ等の税額（調整税額）（①+②）

$$\begin{array}{l} \text{(①の金額)} \quad \text{(②の金額)} \\ 1,611,066\text{円} + 83,203\text{円} = 1,694,269\text{円} \cdots \text{計算表5(3)⑪} \end{array}$$

④ 調整前の仕入控除税額から調整税額を差し引き、控除対象仕入税額を算出します。

$$\begin{array}{l} \text{(調整前の仕入控除税額=③ロ(イ)②)} \quad \text{(③の金額)} \\ \text{控除対象仕入税額} = 3,796,472\text{円} - 1,694,269\text{円} = 2,102,203\text{円} \\ \cdots \text{計算表5(3)⑬、付表2-3⑳B、付表1-3④B} \end{array}$$

(ハ) 合計額 ((イ)+(ロ))

$$\begin{array}{l} \text{(税率6.24%適用分)} \quad \text{(税率7.8%適用分)} \\ 194,562\text{円} + 2,102,203\text{円} = 2,296,765\text{円} \\ \cdots \text{付表2-3⑳C、付表1-3④C、第一表④} \end{array}$$

(5) 納付税額の計算

イ 差引税額

$$\begin{array}{l} \text{(課税標準に対する消費税額)} \quad \text{(控除対象仕入税額)} \\ \text{(2)} \quad \text{(4)ハ(イ)} \\ 8,792,706\text{円} - 2,296,765\text{円} = 6,495,941\text{円} \\ 6,495,941\text{円} \rightarrow 6,495,900\text{円} \text{ (100円未満切捨て)} \\ \cdots \text{付表1-3⑨・⑪、第一表⑨・⑱、第二表⑳・㉓} \end{array}$$

ロ 納付税額

$$\begin{array}{l} \text{(差引税額)} \quad \text{(中間納付税額)} \\ 6,495,900\text{円} - 761,900\text{円} = 5,734,000\text{円} \cdots \text{第一表⑩} \end{array}$$

ハ 地方消費税（譲渡割額）の納税額

$$\begin{array}{l} \text{(消費税の差引税額)} \\ 6,495,900\text{円} \times \frac{22}{78} = 1,832,176\text{円} \\ 1,832,176\text{円} \rightarrow 1,832,100\text{円} \text{ (100円未満切捨て)} \cdots \text{付表1-3⑬、第一表⑳} \end{array}$$

ニ 地方消費税の納付譲渡割額

$$\begin{array}{l} \text{(譲渡割額納税額)} \quad \text{(中間納付税額)} \\ 1,832,100\text{円} - 214,800\text{円} = 1,617,300\text{円} \cdots \text{第一表㉑} \end{array}$$

ホ 消費税及び地方消費税の合計額

$$\begin{array}{l} \text{(消費税額)} \quad \text{(地方消費税額)} \\ 5,734,000\text{円} + 1,617,300\text{円} = 7,351,300\text{円} \cdots \text{第一表㉒} \end{array}$$

計算表1～4については個別対応方式を採用している場合の記載（計算表1についてはP50、計算表2(1)についてはP51、計算表3・4についてはP53）を参照してください。

計算表 5 控除対象仕入税額の調整計算表（一括比例配分方式用）

(3) 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で一括比例配分方式を採用している場合

内 容		税率6.24%適用分	税率7.8%適用分
調整前の課税仕入れ等の税額の合計額	①	円 277,614	円 3,796,472
課税仕入れ等（税率6.24%）にのみ用途が特定されている特定収入 （「課税仕入れ等に係る特定収入」）（計算表2(1)⑩B）	②	1,900,000	/
②× $\frac{6.24}{108}$ （1円未満の端数切捨て）	③	109,777	/
課税仕入れ等（税率7.8%）にのみ用途が特定されている特定収入 （「課税仕入れ等に係る特定収入」）（計算表2(1)⑩C）	④	/	33,100,000
④× $\frac{7.8}{110}$ （1円未満の端数切捨て）	⑤	/	2,347,090
課税売上割合	⑥	$\frac{112,727,272}{164,227,272}$	
③×⑥、⑤×⑥（いずれも1円未満の端数切捨て）	⑦	③×⑥ 75,352	⑤×⑥ 1,611,066
①－⑦	⑧	202,262	2,185,406
調整割合（計算表4④）	⑨	$\frac{6,500,000}{170,727,272}$	
⑧×⑨（1円未満の端数切捨て）	⑩	7,700	83,203
特定収入に係る課税仕入れ等の税額（⑦＋⑩）	⑪	83,052	1,694,269
控除対象外仕入れに係る調整対象額の合計額 （計算表5-2(2)⑳、計算表5-2(3)-1⑮、計算表5-2(4)-1⑩）（複数枚作成している場合は、全ての合計額）	⑫		
控除対象仕入税額（①＋⑫－⑪）	⑬	194,562	2,102,203

(注) ⑧、⑩、⑪、⑬欄の計算結果がマイナスの場合には、「△」で表示します。

○ 税率6.24%適用分の⑬欄の金額が

- ・プラスの場合 ⇒ 「申告書付表2-3」の⑳A欄及び「申告書付表1-3」の④A欄〔控除対象仕入税額〕へ転記します。
- ・マイナス（△）の場合 ⇒ 「申告書付表2-3」の㉑A欄〔控除過大調整税額〕へ転記します。

○ 税率7.8%適用分の⑬欄の金額が

- ・プラスの場合 ⇒ 「申告書付表2-3」の㉑B欄及び「申告書付表1-3」の④B欄〔控除対象仕入税額〕へ転記します。
- ・マイナス（△）の場合 ⇒ 「申告書付表2-3」の㉑B欄〔控除過大調整税額〕へ転記します。

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		令和5・4・1~令和6・3・31	氏名又は名称	公益財団法人〇〇協会
区分		税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 C (A+B)
課税標準額	①	000	112,727,000	112,727,000
課税資産の譲渡等の対価の額	①		112,727,272	112,727,272
内 特定課税仕入れに係る支払対価の額	①			
消費税額	②		8,792,706	8,792,706
控除過大調整税額	③			
控除対象仕入税額	④	194,562	2,102,203	2,296,765
返還等に係る税額	⑤			
⑤ 売上げの返還等対価に係る税額	⑤			
内 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤			
貸倒れに係る税額	⑥			
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	194,562	2,102,203	2,296,765
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧			
差引税額 (②+③-⑦)	⑨			6,495,900
地方消費税の課税標準額	⑩			
控除不足還付税額 (⑧)	⑩			
差引税額 (⑨)	⑪			6,495,900
還付額	⑫			
割納税額	⑬			1,832,100

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

課税期間		令和5.4.1~令和6.3.31	氏名又は名称	公益財団法人〇〇協会
項目		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
		円	円	円
課税売上額(税抜き)	①		112,727,272	112,727,272
免税売上額	②			
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③			
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④			112,727,272
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤			112,727,272
非課税売上額	⑥			51,500,000
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦			164,227,272
課税売上割合(④/⑦)	⑧			[68.6%]
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨	7,000,000	78,000,000	85,000,000
課税仕入れに係る消費税額	⑩	404,444	5,530,909	5,935,353
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑪			
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額	⑫			
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬			
特定課税仕入れに係る消費税額	⑭		(⑬B欄×7.8/100)	
課税貨物に係る消費税額	⑮			
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑯			
課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑫+⑭+⑮±⑯)	⑰	404,444	5,530,909	5,935,353
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑰の金額)	⑱			
課5課95税億税% 売未 売円 上満 上超 割の 高又 合場 がは が合 控の 除調 税 額整	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑲		
	⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑳		
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 [(⑲)+(⑳×④/⑦)]	㉑		
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑰×④/⑦)	㉒	277,614	3,796,472	4,074,086
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	㉓			
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉔			
居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額	㉕			
控除対象仕入税額 [(⑱、㉑又は㉒の金額)±㉓±㉔±㉕]がプラスの時	㉖	194,562	2,102,203	2,296,765
控除過大調整税額 [(⑱、㉑又は㉒の金額)±㉓±㉔±㉕]がマイナスの時	㉗			
貸倒回収に係る消費税額	㉘			

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
2 ⑩、⑪及び⑬欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。  
3 ⑪及び⑬欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。

課税標準額等の内訳書

整理番号

法人用

納税地	〇〇区〇〇3-1-1 (電話番号 03 - 0000 - 0000)
(フリガナ)	コウエキザイダンホウジン マルマルキョウカイ
法人名	公益財団法人 〇〇協会
(フリガナ)	ザイダン イチロウ
代表者氏名	財団 一郎

改正法附則による税額の特例計算		
軽減売上割合(10営業日)	<input type="checkbox"/>	附則38① 51
小売等軽減仕入割合	<input type="checkbox"/>	附則38② 52

第二表

自 令和 05年04月01日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

至 令和 06年03月31日

( 中間申告 自 令和 年月日 )  
 の場合の  
 対象期間 至 令和 年月日 )

令和四年四月一日以後終了課税期間分

課税標準額	①	十兆千百十億千百十万千百十一円	01
※申告書(第一表)の①欄へ		112727000	

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3%適用分	②		02
	4%適用分	③		03
	6.3%適用分	④		04
	6.24%適用分	⑤		05
	7.8%適用分	⑥	112727272	06
		⑦	112727272	07
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3%適用分	⑧		11
	7.8%適用分	⑨		12
		⑩		13

消費税額	⑪	8792706	21	
※申告書(第一表)の②欄へ				
⑪の内訳	3%適用分	⑫		22
	4%適用分	⑬		23
	6.3%適用分	⑭		24
	6.24%適用分	⑮		25
	7.8%適用分	⑯	8792706	26

返還等対価に係る税額	⑰		31	
※申告書(第一表)の⑤欄へ				
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱		32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲		33

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)		⑳	6495900	41
	4%適用分	㉑		42
	6.3%適用分	㉒		43
	6.24%及び7.8%適用分	㉓	6495900	44

(注1) ⑧～⑩及び⑲欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。  
 (注2) ㉑～㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

令和 年 月 日		〇〇 税務署長殿
納税地	〇〇区〇〇3-1-1 (電話番号 03-0000-0000)	
法人名	(フリガナ) コウエキザイダンホウジン マルマルキョウカイ 公益財団法人 〇〇協会	
法人番号	1〇〇〇〇〇3〇〇〇〇2〇〇〇	
代表者氏名	(フリガナ) ザイダン イチロウ 財団 一郎	

<input type="checkbox"/>	(個人の方) 振替継続希望		
※	所管	要否	整理番号
税務署	申告年月日	令和	年 月 日
処理欄	申告区分	指導等	庁指定 局指定
	通信日付印	確認	
	年 月 日		
	指導年月日	相談	区分1 区分2 区分3
	令和		

法人用

第一表

自 令和 05年04月01日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

至 令和 06年03月31日

( 中間申告 自 令和 年 月 日 )  
 の場合の  
 対象期間 至 令和 年 月 日

令和五年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算		十兆千百十億千百万千百十-円	
課税標準額	①	112727000	03
消費税額	②	8792706	06
控除過大調整税額	③		07
控除	④	2296765	08
返還等対価に係る税額	⑤		09
貸倒れに係る税額	⑥		10
控除税額小計	⑦	2296765	
控除不足還付税額	⑧		13
差引税額	⑨	6495900	15
中間納付税額	⑩	761900	16
納付税額	⑪	5734000	17
中間納付還付税額	⑫		18
この申告書が修正申告である場合	⑬		19
差引納付税額	⑭		20
課税売上	⑮	112727272	21
割合	⑯	164227272	22
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税額	⑰		51
差引税額	⑱	6495900	52
譲渡割額	⑲		53
納税額	⑳	1832100	54
中間納付譲渡割額	㉑	214800	55
納付譲渡割額	㉒	1617300	56
中間納付還付譲渡割額	㉓		57
この申告書が修正申告である場合	㉔		58
差引納付譲渡割額	㉕		59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖	7351300	60

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
	控除算方	<input type="checkbox"/>	個別対応方式			41
	税額方の法	<input type="checkbox"/>	一括比例配分方式			
項目	基準期間の課税売上高	109,523 千円				
	<input type="checkbox"/>	税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)				42
還す付るを金受融けよう等	銀行	本店・支店				
	金庫・組合	出張所				
	農協・漁協	本所・支所				
	預金	口座番号				
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-				
	郵便局名等					
<input type="checkbox"/>	(個人の方) 公金受取口座の利用					
※	税務署整理欄					
税理士名	公益 太郎					
	(電話番号 03-0000-0000)					
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有					
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有					

「特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算表1～5-2」は国税庁ホームページ（国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税）からダウンロードすることができます。

参考

消費税及び地方消費税の申告書（一般用）  
への転記項目一覧

上記事例1及び事例2の(1)～(5)で計算した金額はそれぞれの箇所ですした「計算表」、「付表」及び「申告書」の各欄にそれぞれ転記しますが、「付表」と「申告書」の転記関係をまとめると次のようになります。

○申告書第二表

申告書第二表の記載項目			転記元項目
課税標準額	①		付表1-3 ①C欄の金額
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	6.24%適用分	⑤	付表1-3 ①-1 A欄の金額
	7.8%適用分	⑥	付表1-3 ①-1 B欄の金額
		⑦	付表1-3 ①-1 C欄の金額
消費税額	⑪		付表1-3 ②C欄の金額
⑪の内訳	6.24%適用分	⑮	付表1-3 ②A欄の金額
	7.8%適用分	⑯	付表1-3 ②B欄の金額
返還等対価に係る税額	⑰		付表1-3 ⑤C欄の金額
売上げの返還等対価に係る税額	⑱		付表1-3 ⑤-1 C欄の金額
地方消費税の課税標準となる消費税額		⑳	付表1-3 ⑩欄（プラスの場合） 又は⑩欄（マイナスの場合）の金額
	6.24%及び7.8%適用分	㉓	付表1-3 ⑩欄（プラスの場合） 又は⑩欄（マイナスの場合）の金額

○申告書第一表

申告書第一表の記載項目			転記元項目
課税標準額	①		申告書第二表①欄の金額
消費税額	②		申告書第二表⑪欄の金額
控除過大調整税額	③		付表1-3 ③C欄の金額
控除税額	控除対象仕入税額	④	付表1-3 ④C欄の金額
	返還等対価に係る税額	⑤	申告書第二表⑰欄の金額
	貸倒れに係る税額	⑥	付表1-3 ⑥C欄の金額
	控除税額小計	⑦	付表1-3 ⑦C欄の金額
控除不足還付税額	⑧		付表1-3 ⑧欄の金額
差引税額	⑨		付表1-3 ⑨欄の金額
課税割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	付表2-3 ④欄の金額
	資産の譲渡等の対価の額	⑯	付表2-3 ⑦欄の金額
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰	付表1-3 ⑩欄の金額
	差引税額	⑱	付表1-3 ⑩欄の金額
譲渡割額	還付額	⑲	付表1-3 ⑫欄の金額
	納税額	㉓	付表1-3 ⑬欄の金額